

13 契約書

一九五四年七月十三日

契約書

新日本窒素肥料株式会社(以下甲という)と水俣市漁業協同組合(以下乙という)とは次の通り契約を締結する。

第一条 甲はその経営する事業より生ずる残滓その他一切の工業用汚悪水等が甲に於て善意の処置を為すも乙の漁業権を有する海面に流出する事に対して年額金四拾万円也を毎年乙へ支払う事を約する。

右により乙は今後被害補償その他いかなる要求も一切甲に対して行わない事を約する。

第一項の金額は将来著しく物価の変動を生じた場合は甲乙協議の上修正するものとする。

第二条 乙は甲の事業の発展が水俣市民の繁栄と幸福を齎すものであることを認識し将来甲が乙の漁業権を有する海面に於て埋立を計画する場合乙は之を承諾するものとしその場合も前条の金額には変更ないものとする。但し埋立によりて乙が漁場を失う場合この補償については甲乙協議するものとする。

第三条 乙が漁業権を有する海面全域内に於て将来乙の権利を承継する者が生じた場合乙は本契約の各条項をも承継せしめるものとし甲の事業を承継する者が生じた場合も亦同様とする。

本契約を証する為本書二通を作成し各一通を保有する。

昭和貳拾九年七月拾参日

熊本県水俣市大字浜九一七番地

甲 新日本窒素肥料株式会社水俣工場

工場長 前田 與三 ㊟

熊本県水俣市丸島町二二二五番地

乙 水俣市漁業協同組合

組合長理事 淵 上 末 記 ㊟

添付書類 乙の漁業権を有する海面図

出典: 「契約書」 『水俣病事件資料集』 上巻, pp. 66-67, 1996年.